

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いに係る申出書

平成 29 年〇月〇日

高松市長 殿

申立者

住所 香川県高松市〇〇町〇番地〇

氏名 株式会社〇〇建設
代表取締役 〇山〇男

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-〇〇〇-〇〇〇〇

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについては下記のとおりですので、許可証の書換えをお願いします。

記

「有り」の場合は、取扱う施設を記入。
許可証に記載した番号（例：(1)、
(2)）等の記載でも可。

1 水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて

取扱いの有無	処分の種類	取扱う施設	水銀回収が必要なものの取扱いの有無
有り	破砕処分 埋立処分	(3) 及び (4) (7)	水銀回収が必要なものは 取り扱いません。

取扱いの有無
を記入。

「有り」の場合は、該当する
処分の種類を記入。
複数の場合は、行を分ける。

水銀回収が必要なものの
取扱いの有無を記入。

2 水銀含有ばいじん等の取扱いについて

取扱いの有無	処分の種類	取扱う施設	水銀回収が必要なものの取扱いの有無
無し			

※取扱いが「有り」の場合は、処理の方法を記載した書類を添付すること。

(処理の方法の記載例)

水銀使用製品産業廃棄物の処分は、従来の産業廃棄物処理基準に加え、次のとおり行います。

○水銀使用製品産業廃棄物の選別

破損しやすい製品が相互に重ならないような区分及び緩衝材の設置等により破損を防ぎます。

選別作業は、万が一破損した場合でも揮発した水銀を吸収・吸着して確実に処理できる〇〇設備内で行い、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにします。

選別において生じた水銀・残渣（排水処理汚泥及び水銀吸着フィルターから生じたものを含む。）は、その性状に応じ、適正な処理を行います。

○水銀使用製品産業廃棄物の破砕

破砕作業は、密閉された〇〇設備内で行います。

当該設備からの排気は、集塵機及び活性炭フィルターにより処理し、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにします。

破砕において生じた水銀・残渣（排水処理汚泥及び水銀吸着フィルターから生じたものを含む。）は、その性状に応じ、適正な処理を行います。

○水銀回収

水銀回収を行う際は、適切な排ガス処理設備を使用し、水銀が大気中へ飛散しないようにします。

水銀使用製品産業廃棄物から水銀を回収した後の残渣は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に基づく溶出試験等の結果を踏まえ、適正に処理又は再生します。

水銀回収において生じた水銀・残渣（排水処理汚泥及び水銀吸着フィルターから生じたものを含む。）は、その性状に応じ、適正な処理を行います。

○その他

特定家庭用機器産業廃棄物に該当する廃液晶テレビに含まれる蛍光ランプの処理は行いません。